

会社のパンフレットを作成して印刷会社に支払いをした場合は？

慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。



先輩：ようやく会社の新しいパンフレットができたみたいだね。

新人さん：はい、さっき総務の人が10部、持ってきてくれました。

先輩：1部は経理部で回覧して、残りは会計事務所の先生などに配るから、きれいに保管しておいてほしいな。

新人さん：はい。回覧用と保管用では会計処理が違うのですか？

先輩：うん。本来、資産にするか、費用にするかでね。

●解説

「広告宣伝費」とは、不特定多数の者に対して宣伝効果を意図して支出した費用を処理する勘定科目です。売

上の向上や企業イメージのアップなどを狙うための雑誌への掲載、テレビCM、製品カタログ、DM、HP制作費や運用保守に支出した金額が含まれます。

税務上、パンフレット、カタログ等は、原則として、購入時に「貯蔵品」として資産計上し、配布時に損金とします。しかし、それが金額的に重要でない場合には、購入時に「広告宣伝費」として損金にすることも認められています。

ただし、広告宣伝のための費用でも、①広告宣伝用資産を無償等で販売店に譲渡した場合の支出（その効果が1年超の場合）、②交通機関に看板を設置する費用（いまだ提供されていない役務の場合）、③広告塔等を製作または購入する支出（固定資産に該当する場合）などは、資産計上しなければなりません。

ケース1 会社のパンフレットを作成した場合

会社のパンフレットを1,000部作成し、当座預金口座から代金330,000円（税込）を印刷会社に振り込んだ。

【借方】	広告宣伝費	300,000	／	【貸方】	当座預金	330,000
	仮払消費税等	30,000				

ケース2 ホームページの制作代と保守費用を支払った場合

広告宣伝用のホームページを作成し、制作代と1年分の保守費用660,000円（税込）を普通預金口座から振り込んだ。振込手数料は330円（税込）であった。

【借方】	広告宣伝費	600,000	／	【貸方】	普通預金	660,330
	支払手数料	300				
	仮払消費税等	60,030				